

社会的包摂にむけた 福祉教育

～共感を軸にした地域福祉の創造～

もくじ

はじめに	01
第Ⅰ部 なぜ今、社会的包摂と福祉教育が問われるのか	
1. 研究会の問題意識として	02
2. 社会的包摂を考えていく上で、大切にしなければならない視点	04
3. 社会的排除・社会的孤立に対して福祉教育が果たせる役割	05
第Ⅱ部 社会的排除・社会的孤立の問題に挑む3つの実践	
1. ノーマライゼーションの地域展開～Win-Winの関係づくり～	07
2. 「路上」から「地域」へ ホームレス問題をうけとめる地域・まちづくり	08
3. ゴミ屋敷は社会的孤立の象徴～包摂できる地域をめざして～	09
第Ⅲ部 福祉教育のネクスト・ステージ	
～地域がどのように変わることをめざし、 福祉教育や社協はどう変わらなければならないか～	
1. 地域福祉を推進する福祉教育の新潮流	10
2. 地域がどのように変わることをめざすのか	12
3. 社会的包摂にむけた福祉教育の展開	13
4. 社協はどう変わらなければならないか	18
検討経過	20
研究委員名簿	21

はじめに

生活困窮に関する問題が増加し、社会的包摂をめぐる議論がさかんにされるようになりました。地域における生活困窮の問題を考えると、それは経済的困窮の視点だけではなく、社会的孤立や排除の問題としてとらえ、本人が社会参加できるような地域づくりが併せて必要であり、その際には地域住民が、多様な生き方を受け入れられるような意識を醸成していくことが不可欠です。そのためには福祉教育のアプローチが必要ではないかとの問題意識のもと「社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方研究会」を立ち上げることになりました。

研究会ではまず、委員の実践を共有し、分析することから始め、そこで抽出した重要事項についてさらに議論を深めて整理していくというプロセスを重ねました。

そしてこの議論はぜひ全国の仲間とともに築き上げていきたいという委員の意向をうけ、2月には公開研究会を設け、110名の参加者とともに議論を交わし、最終的な肉付けをしたうえでまとめたものです。

第Ⅰ部では理念的に整理しておくべきこと、
第Ⅱ部では議論の出発点となった3つの実践の概要、
第Ⅲ部では福祉教育のネクスト・ステージについて
それぞれまとめました。

本冊子では福祉教育の学習対象を「子どもも大人もふくめた地域」ととらえ、研究会一年目として「社会的包摂のための福祉教育」のあり方と視点について整理しました。今後も本研究会を発展させ、学校や地域などで具体的に推進していくためのプログラムや教材研究、人材養成などについても検討を続けていきたいと考えています。

そしてこの議論の盛り上がりを決して一過性のものにする事なく、確実に実践として積み重ねていけるようになるまで、こだわり続けていきたいと考えます。

2013年3月

全国社会福祉協議会
全国ボランティア・市民活動振興センター

第 I 部 なぜ今、「社会的包摂と福祉教育」が問われるのか

1

研究会の問題意識として

(1) 社会的排除に向きあうこと

ホームレスやひきこもり、自死や虐待、孤立死やゴミ屋敷などの様々な生活困窮に関する社会的課題が山積している。今日的な貧困では経済的困窮の側面だけではなく、「社会的排除」や「社会的孤立」といった社会関係の困窮が注視されている。

住民参加の必要性や実践が重要視されながらも、社会的排除を助長するような事件や事例は後を絶たない。これまでの福祉教育では、「総論賛成・各論反対」という福祉意識への働きかけが十分に展開できてこなかったのかもしれない。**社会的排除や社会的包摂、生活困窮者支援も視野に入れた今日の社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方を検討していく必要がある。**

とりわけ東日本大震災、福島原発事故災害に遭遇した今日、私たちは差別・排除・偏見・対立・葛藤・同化・共生といった社会や人間のあり方を改めて問いながら、これからの福祉教育のあり方について問題提起したい。

(2) 生活困窮者支援と社協・生活支援活動強化方針

本研究会では、現在、国で検討が進められている生活困窮者支援のあり方、全社協による「社協・生活支援活動強化方針」をふまえ、**今日的な社会的課題に対して必要な地域福祉のアプローチとして、地域住民への福祉教育があるのではないかと考えた。**

社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告」では、今日的な生活困窮の問題を考えると、それは経済的困窮だけのことではなく、社会的孤立の問題としても捉えることが重要であるとした。この**社会的孤立を解消していくための相談や支援は、まさに地域福祉の支援に重なる。**

しかし地域社会で排除されがちな人たちの問題を、新しい制度だけで支援することはできない。何より、地域住民の意識が問われる。**地域住民がすべての人を包摂できるような地域づくりをしていくためには、福祉意識を高めていくための「学び」が必要不可欠である。**しかしながら、従来、福祉教育ではこうしたテーマについて十分に取り上げてこなかった。

そこで本研究会では、社会的排除・孤立の問題と地域生活支援の在り方を視野に入れながら、今後、展開していくべき福祉教育のあり方について検討してきた。

(3) 福祉教育のネクスト・ステージとして

福祉教育が今日的な社会的課題にどう関わっていくことができるのか。そのことはどのような地域社会を創出していくのかを考えることであり、そのために福祉教育をどのように変えていかなければならないかを検討することでもある。全社協・福祉教育研究会報告書(2005)でも「地域福祉を推進するための福祉教育とは、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手として、社会福祉について協同で学びあい、地域における共生の文化を創造する総合的な活動である」と定義した。

従来の福祉理解・啓発のための福祉教育から、地域福祉を推進するための福祉教育、まさに次の段階(ネクスト・ステージ)を推進する時期にきている。そのためには、社会的排除をしていく過程で出てくる差別や偏見、無理解や無関心、地域で生じるコンフリクト(葛藤や対立)のある中、どう地域で「合意形成」していくかが重要である。学びのプロセスが実際に地域課題を解決していけるような「しかけ」が大切になる。共生できる地域社会を住民主体で創り出していくためのアプローチや、本人・家族・近隣住民・地域のエンパワメントにむけた働きかけが求められている。

こうした福祉の学びは、地域還元型学習とか、問題解決型学習といわれる。その際の、相互理解をしていくためのプロセスや具体的な展開方法(カリキュラムやプログラム)、さらには地域住民の「学びと活動」を支援する専門職のあり方、それを推進することのできるシステムや社協のあり方も含めて検討する必要がある。

(1) ソーシャルインクルージョンという政策と社会的排除

そもそもソーシャルインクルージョン（社会的包摂）は、EUを中心に「社会政策」として展開されてきた。若い失業者、低所得者、移民、ホームレス、薬物中毒者などを社会から排除しようという動きが顕著となり、そのために社会不安が増大してきた。こうした事態が続けば国家の崩壊にまで行き着くという危機感からソーシャルインクルージョンという政策が生まれてきた。具体的には雇用・所得施策が中心であり、参加の機会と雇用機会の保障という側面が強調されてきた。つまりソーシャルインクルージョンとは社会政策であって、社会福祉の理念だけではないことに留意したい。

やや批判的にソーシャルインクルージョンを捉えるならば、「誰が、誰を、どんな目的で、どのように包摂しようとしているのか」ということを考えておかなければならない。包摂する側と包摂される側の緊張関係と、なにより包摂される側の権利が尊重されなければならない。同時に、包摂する側の意識が問われるのである。

本研究会では、社会的に包摂されるということは、その人にとって社会関係が生まれ、その人らしく過ごせる居場所があるということである、と考えた。こうした「地域の中で誰もが包摂される」という状態像を考える際には、なぜ社会的排除が生じるのかということを考えておく必要がある。

私たち自身が社会的排除を生みだしてきたのではないかという疑問を持たずして、あるいは社会的排除の構造や要因に論及しないまま、社会的包摂だけを重要だと説いていても、地域は何も変わらない。むしろこれまでのように単に「同化」させることになってしまいかもしれない。多様性を認め合うということは、実はとても大変なことである。そのためには自分たちの意識をかえていかなければならない。そのことは、改めてこれまでめざしてきた「ノーマライゼーション」を問い直すことになる。

ノーマライゼーションの具現化は決して古い問題なのではなく、社会的排除を乗り越えていく原理や実践論として考えてみる必要がある。

(2) 地域福祉推進者の使命として

さらに地域福祉の視点から社会的包摂を考えた時に、それは制度の整備や雇用機会の保障だけの取り組みだけで達せられるものではない。社会的孤立と社会的排除の解消は、地域福祉推進者に課せられた使命である。

包摂という社会政策だけが先行しても、社会的排除という問題解決には至らない。つまり社会的排除は制度によってすべて解決できるのではなく、究極的には排除しない地域や人間関係をどう構築するかが求められるのである。そのためには、排除しないという地域住民の意志が大切であるし、そのための社会福祉の学びが不可欠である。すなわち地域を基盤とした福祉教育が重要な役割を有する。制度と専門職だけでは、社会的排除の問題は解決しないのである。

3

社会的排除・社会的孤立に対して 福祉教育が果たせる役割

(1) 福祉教育のもつエンパワメントする力

生活困窮者支援のなかで難しいのは、本人に生きる意欲が見受けられない場合だという。総合相談といって、各種専門機関の相談先だけを集めても解決には至らない。大事な支援のひとつは、本人に寄り添い、その人と一緒になって課題解決をしていく、つまり伴走型支援である。それはひとりの専門職だけが行うではなく、多くの関係機関、地域住民の人たちと協働していくこと。つまり本人の社会関係を豊かにしていく営みが大切であるという。

「リスクの連鎖や重なり」といった状況下にあって、自暴自棄（セルフネグレクト）になっている人や、現状のままでいいと生きる意欲そのものを放棄してしまった人たちもいる。

社会的孤立をなくすための施策として「居場所と出番」が必要だと言われるが、それ以前の、居場所に行きたいという意欲や、出番がほしいという動機をどう持てるようになるか、そこへの支援が必要である。しかしこの支援は簡単ではない。どう生きる意欲を喚起していくか、究極的にはエンパワメントをどう促すかという問題であり、そのための具体的なアプローチのひとつとして、本人と地域に働きかけていく福祉教育に期待したい。

(2) ノーマライゼーションを具現化する過程として

社会的包摂とは、けっしてみんなを同じ価値観や生活様式に同化させることではなく、その人らしさ、あるいはお互いの違いを認めあい、共生していく姿である。福祉教育では、一人ひとりの違いと同じを大切にしてきた。同時に、違っていても「仲間外れにしない」という非排除の原則が前提になければならない。このことは、人権を基盤に共生の文化をつくるというノーマライゼーションの考え方である。

地域における差別や偏見・無理解・無関心・コンフリクト（葛藤や対立）を直視し、それを乗り越えて「合意形成」をどのように進めていくか。福祉教育は相互理解を促し、結果として福祉意識を変えていくためのアプローチである。こうした事柄を検討していくことが、制度だけに依存しない地域福祉を創り出すことであり、社会的排除を克服してノーマライゼーションを具現化していく過程になるのではないだろうか。

地域福祉の発想は、縦割りの制度の狭間にもれた人々を、横断的なネットワークで支えあうことである。社会的排除の対象となりうる人たちの人権と尊厳に依拠し、社会的役割・参加を促し、社会関係を結びなおし、その過程を共有していくことで「地域の福祉力」を構築し、共生文化を創出していく。こうしたネットワークは「制度」だけで成り立つのではなく、まさに地域住民を主体にした「学びと活動」が根底になければならない。

第 II 部 社会的排除・社会的孤立の問題に挑む 3つの実践

本研究会では実際に地域の中でどのような排除や孤立があり、それに対して委員がどのように取りくんできたのかを共有するために、3つの実践を紐解くことから始めた。

1つめの実践は、地域の中で重度の障害者が生活していくための戦略について、コンフリクトに対しての合意形成の作り方や、コミュニティビジネスと就労支援とをうまく組み合わせた地域展開をしている社会福祉法人むそうの実践である。

「障害者を理解してください」という切り口ではなく、仕事や余暇など生活圏の中に障害者がいることをあたりまえのこととしてみせ、彼らが地域に貢献する場面を作ることによって住民の意識を変えていく。

2つめの実践は、路上生活をしてきた人が地域で生活をしていく際の支援をしている、スープレの会の実践である。

路上生活者に対しての地域の偏見が強く、その支援をしているグループの活動に対しての批判もあったため、支援者がまず地域に溶け込み、自分たちの活動について理解を得る努力をすることから始めている。路上生活者一人ひとりとの対話をとおしてみつけた「ホームレス」としてではない「その人らしさ」を地域に理解してもらい、地域との関係をつくっていく。

3つめの実践は、様々な制度の狭間の問題について住民が一人ひとりの問題解決に関わっていく場面をつくり、専門職とともに解決していくことで地域の力をつけている豊中市社会福祉協議会の実践である。

今回とりあげているのはゴミ屋敷の事例だが、地域のボランティアとともに片づけをすることで、家を片づけるだけでなくその後の近隣との関係を結びなおすことにも留意している。そうした排除・孤立の対象となりがちな人に寄り添う住民の層を厚くし、地域の福祉力を高めていく。

これら包摂をめざした先駆的な実践の中で、当事者の変化・住民の変化・ワーカーの働きかけを分析し、そのプロセスの中でどういう学びがあるのか、それらを明らかにすることによって福祉教育のあり方を検討した。

ノーマライゼーションの地域展開 ～ Win-Win の関係づくり～

社会福祉法人むそう 戸枝 陽基 氏

「ふつうをつくる」

社会福祉法人むそうは愛知県半田市に11の拠点をもち、障害のある人の「住む（一人暮らし支援・グループホーム・在宅支援等）」「働く・生きがいをもつ（通所施設・就労支援）」「余暇活動・社会参加（移動支援・本人会支援等）」の3つを基本的な支援とし、「生きにくさを抱える人」が一人の市民として社会に参加し、暮らしたい場所で愛する人たちと、自分らしい生活をするを大切にしてきました。

就労の場づくりでは、障害者のできないことばかりにアプローチして、一般社会の基準に合うように訓練するという視点ではなく、本来本人が持っている能力を引き出し、社会に貢献できる方法を個別にみつけてきました。ラーメン屋では麺の水切りが得意な人、きのこハウスでは菌の植え付けが得意な人と、それぞれの「得意」や「好き」を活かした役割分担で、いくつもの飲食店などを経営しています。

本人ができること、かつ地域に必要とされていることを結びつける。

そのことで周囲の見る目が変わっていく。

福祉教育がめざす姿を再現してみせることで、住民の意識を変えていく。

地元との合意形成をするために

事業所を立ち上げる時に地元から反対の声があがることはよくあることなので、むそうの場合は第三者が入ってのワークショップをします。「むそうが来ることでの不安」を、住民側・むそう側それぞれで出し、その後お互いの書いたことを見てから両者が会うことになっています。地元としてむそうがあることでのメリットを徹底的に話し、最後には「この商店街が元気になるなら」と受け入れてもらうことができました。

今でも「むそうがあることで、地域の経済が活性化する」ようになるよう、意識しています。事業所は必ず地元からの賃貸、作業に必要なものもすべて地元から買います。地元の町内会の仕事として、むそうの仲間たちも一緒に町内会費集めをしてご近所をまわっていますが、「今日はあの人はいないの?」と心配されるようにさえなりました。今では「重度障害の人が暮らしていける町であることが私たちの安心につながる」と地元の人たちは言ってくれます。

ダイバーシティ（多様性）の視点

新たな社会的課題の領域や、新しい公共の問題解決領域の中に、障害のある人がもともと持っている高い能力を活かすことでコミュニティビジネスとして地域に貢献できることがまだまだあると思っています。

誰もが行う消費生活、特に食に関するとともに障害者が働いているから、地域の一員として知り合うことができる。わざわざ施設見学しなくても接点がある。知らないからこそその偏見もあります。友達だから助けたいと、関心を持てるような動機づけのための戦略やしかけが必要だと思っています。

「障害者を理解してください」ではなく、コミュニティビジネス戦略の中に障害者がいる、そんなまちづくりを目指しています。



「路上」から「地域」へ ホームレス問題をうけとめる地域・まちづくり

スープの会 後藤 浩二 氏

社会的孤立の問題として

スープの会は路上生活者への路上訪問やフリーダイヤル電話相談、地域の中での「風まちサロン」、地域生活支援ホームなどの運営をしています。

私たちは人が路上で生活することの支援ではなく、「路上」という暮らしの先に何があるか一緒に考えるための支援を続けてきましたが、たとえ屋根のある生活に戻ることができても地域の中で孤立したままだと、ふたたび路上に戻ってしまうこともあります。屋根のあるなしに関わらず、社会的孤立の問題としてとらえてきました。

路上生活者がなぜ今の状況になったか、個別・具体的な暮らしと向き合うことは、まちとはなにかを問い直すことにもなります。ホームレス問題としてよりも、まちづくりにどう変えていけるかということを意識してきました。

「対話」を通じた個別具体的な「暮らし」との向き合

私たちは1994年から路上訪問を続けていますが、訪問して対話続けることで、路上生活者がこれまでの生き様やこれからの希望を語りはじめます。路上生活の前にはそれぞれのまちがあって、家族があった。生活者としての顔が見えてくるのです。路上生活者も、ほんとはどうしたらいいかわからないし、孤立した状態でひとりでは考えられないでいます。こうしたボランティアとの対話を通してようやく選択肢がみえてくるのです。

そして本人が路上生活から脱却して、その先の暮らしに希望が持つことができたなら、具体的な仕事探しや医療、社会保障諸制度の利用について相談にのり、一緒に付き添っています。

地域と当事者の間をつなぐスープの会

まちづくりを考えるうえで、まちを知りたくって地元の社会福祉協議会へ行き、ボランティア連絡協議会に入りました。入った当初、私たちの活動は他の団体からかなり批判されました。しかし個別に対話していると、私たちの活動がホームレス問題としてではなく、高齢者問題や居場所作りの問題、孤立の問題であり、他の団体と同じことをやっていることを理解してもらうことができました。おかげで地域生活支援ホームを立ち上げる時も、ほとんど反対運動は起こりませんでした。

今でも路上生活者への地域からの偏見というのはやはりあります。でもホームレスというひとづくりではなく、具体的な一人ひとりの個別課題がわかってもらえると理解してもらうことができます。今は地域の居場所である「風まちサロン」に、町会・自治会・民生委員・学生・近隣住民など様々な地域住民に関わってもらっています。

従来のソーシャルアクションは対立軸だったかもしれませんが、私たちは徹底的に「共通項＝同じ地域に住む者」から出発し、問題の共有化やテーブル作りをしています。

地域の一人ひとりが変わっていくことで社会が変わる、そう信じて活動を続けています。

支援者がまず地域に溶け込み、【通訳的な役割】を持ち地域に入っていくことで、支援者が理解され、対象者が理解されはじめていく。



ゴミ屋敷は社会的孤立の象徴 ～包摂できる地域をめざして～

社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 勝部 麗子 氏

制度の狭間を住民とともに支える

豊中市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワークの取り組みでは、ホームレス状態の人やひきこもりになっている人、生活困窮者、ゴミ屋敷になっている人など様々な制度の狭間の問題に関わります。

また校区福祉委員会にある「福祉なんでも相談窓口」では住民自身が相談に応じ、地域の課題も発見してきます。そんな多くの困難事例に対しても住民と一緒に解決していくことで地域の問題解決力を高めていくことを続けています。

ゴミ屋敷になっている人は 「困った人」ではなく「困っている人」

いわゆるゴミ屋敷と呼ばれるような家の片付けにも関わります。これも専門職だけでやってしまうのではなく、あえて地域のボランティアと一緒に関わります。住民ボランティアは今後、その人と地域で関わってくれる存在でもあるからです。また近隣との関係が悪いような場合は、遠くからのボランティアに来てもらい、片付いてから近隣との接点を作るようにしています。「ゴミ屋敷」といっても、単にゴミを片付けるという問題ではなく、結局は社会的孤立の問題です。ゴミを片付けるだけではなく、その人の地域での関係を作らないと解決にはならないのです。

地域からの相談の中には「困っている人がいるから助けたい」だけではなく、「困った人がいるから出て行ってほしい」というような内容のものもあります。でも私たちは、その人が地域で生活するための支援はできても、地域から排除するための支援はできません。そんな時、そういう人を悪者にするのではなく、怒っている人は関心のある人だととらえ直すようにしています。「そんなにも心配してくださってありがとうございます」という言葉とともに、その人も巻き込んでいく支援を心がけています。

「当事者も周りもきっと変わる」。これは私の長年の経験から確信していることです。

近隣の目を排除の目から、関心をもってくれるまなざしに変えていく。

住民自身が地域の課題を知り、自ら動く、 問題解決型の福祉教育

福祉なんでも相談窓口を続けていくことで、ホームレスの支援・DV・悪徳商法・多重債務・外国人支援など、これまでの校区福祉委員会の活動の枠をこえた新たな課題を共有することになりました。住民自らが関わることで支援の手の届かない制度の狭間の問題に、校区福祉委員会が本格的に取り組みはじめたという大きな財産となったのです。また社協のほうも、そんな大変な問題にまで取り組むなら、どんなことでもなんとかしてもらえるのではという信頼につながってきました。

地域が相談窓口を持つことは、地域住民がその問題を自分たちの問題として理解し、解決方法を考え、実施するという問題解決型の福祉教育そのものになります。学習素材としてではなく、実際にある地域のコンフリクトに対して住民自身が関わりながら学んでいくことを、今後も日常的に積み重ねていきたいと思えます。

第Ⅲ部 福祉教育のネクスト・ステージ

～地域がどのように変わることをめざし、福祉教育や社協はどう変わらなければならないか～

1

地域福祉を推進する福祉教育の新潮流

(1) 全社協における福祉教育研究

社会福祉基礎構造改革以降、地域福祉の推進が重点施策になり、今まで以上に地域住民の参加と活動が重要になってきた。全社協では、地域福祉を推進していくための福祉教育のあり方について研究協議を重ねてきた。

2004年には**社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会**を設置し、これからの福祉教育のあり方について研究協議した。報告書(2005年)では「**地域福祉を推進するための福祉教育とは、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手として、社会福祉について協同で学びあい、地域における共生の文化を創造する総合的な活動である。**」と定義された。

これに基づいて、具体的な方法論を開発していくために、市区町村社協職員を中心とした福祉教育実践研究会を積み重ね、毎年報告書を発刊してきた。

2008年は「学びを主目的にした福祉教育事業」と「地域福祉を推進していくうえで展開する福祉教育機能」とに整理し、地域を基盤とした福祉教育の展開について提起した。

2009年は学校・社協・地域がつながる福祉教育の具体的な展開方法を、2010年には大人を巻き込んだ住民への福祉教育実践について研究協議してきた。

そして2011年には、社協福祉教育推進検討会として3年間を総括し「福祉教育ではじまり福祉教育でおわる地域福祉の展開」をあらためて提起してきた。

(2) 福祉教育実践の今日的な傾向と課題

●「総合的な学習の時間」の導入と福祉教育

2002年の「総合的な学習の時間」の創設により、多くの学校で福祉教育がとり込まれるようになった。このことは学校のなかで福祉を学ぶ機会が増加したという面では画期的な変化である。福祉教育の授業指導案や授業方法、教材開発、評価などについては少しずつ蓄積され、工夫されるようになってきている。ただし福祉教育実践が量的な拡大をみせたことに伴い、質的な課題も生じるようになった。

●ICFの視点を導入した取り組み

従来の障害や高齢の疑似体験が、「**貧困的な福祉観の再生産**」につながるということが指摘されて久しい。障害のある状態を疑似的に体験し障害のもつ負のイメージだけを伝えるものや、当事者不在のプログラムではICIDH(障害構造分類)モデルにもとづく能力低下(disability)を体験することにすぎない。

一人ひとりの生活機能に着目し、本人のストレングスやその人をとりまく環境因子にも注視するICF（生活機能分類）の視点を踏まえた実践では、地域に住む障害のある当事者に来てもらい、スポーツやレクリエーションをしたり、食事や作業をしたり、生活の様子を聞く。その人の「できること」も「できないこと」も伝えてもらい、生活のしづらさを軽減していく方法を一緒に考えあう。そうした人間関係を育むということを大切にしながら、ICFという視点を踏まえた実践が広がっている。

●リフレクションを重視した取り組み

従来から体験のやりっぱなしはよくないと、感想文を書かせる実践は大切にしてきた。しかしながら、感想文を書かせて終わりにしてしまうような授業も多かった。最近では「自らの行為を振り返る」というニュアンスの強かった「ふりかえり」と区別し、ポートフォリオなどを導入とあわせて「リフレクション」を重視しようという実践が広がっている。それだけではなく「これからにむけて」という視点や、社会の問題に気づいたり、解決にむけての提案や提言といった内容にも着目することを「**創造的リフレクション**」という。

●地域ぐるみの福祉教育の取り組み

地域ぐるみの福祉教育が広がるなかで、まちづくりを指向した福祉教育実践にも多くの工夫が見られる。東日本大震災以降、とくに防災や減災にむけた取り組みが各地で実施されている。要援護者のマップづくりや避難訓練だけではなく、その後の避難所の運営のあり方や福祉避難所のことまで想定した活動へと広がっている。そのなかで学校と地域が協働して、子どもも一緒になった取り組みも始まっている。子どもたちを援助の担い手として教育するのではなく、HUG（避難所運営ゲーム）などを大人とともに実施して、「いのちをささえあう」という視点から防災教育と福祉教育を一体的に実施しているところもある。

子どもから大人まで生涯学習の視点から、地域ぐるみで福祉教育を計画的に推進していこうとする取り組みである。

●社会的孤立や社会的排除と福祉教育

社会的孤立や社会的排除の問題を考える時、なお地域の中には差別・偏見・軋轢・葛藤が存在する現状をふまえると、福祉教育はこうした地域の課題にどれほど向き合ってきたのかという反省が残る。

しかし、こうした問題を正面からとらえ、福祉教育の実践を積み重ねている地域もある。これまで積み重ねてきたことをもとに今後も「ノーマライゼーション」を真に実現していくために、地域がどのように変わることをめざし、そのための福祉教育や社協はどう変わっていけばいいか展望したい。

●排除しない地域、無関心でない地域であること

誰もが住まいや仕事、余暇、人間関係などを自由に選択する権利が保障されている地域。
その人の属性によって住むことや働くことが制限されることのない地域。
ほかの人の困り事に無関心ではなく、当事者性をもって共に考えていける地域。

●多数決ではなく、個人が尊重されること

ノーマライゼーションの理念に基づく、個人のその人らしい暮らしを大切にできる地域。
多数決で決めるまえに、とことん話あって、納得できる妥協点を探し出すプロセスを大切に
にする。
集団としての対象理解ではなく、一人ひとりの個人が尊重されること。

●地域のなかで生きていくことができること

その人らしさが尊重され、本人の希望に寄り添い、選択することが支援されること。
またその選択肢が地域にあること。家族がいなくても地域で支援されること。
そのための関わりや居場所が地域にあること。

●多様性を認めあえる地域であること

一人ひとりの「違い」を認めあい、さらに他者と「同じ」接点を探すことを大切にする。
日常生活の中での「違い」のある者同士の接点があることで、そこに理解や共感がうまれること。
大事なことは同じこと（同化）だけが強調されるのではなく、「違いと同じ」があること。
地域のなかで多様性が認められること。

●「共感」にもとづく「当事者性」があること

単なる同情ではなく、その人の生き様に共鳴し・苦勞・希望などに「共感」した、その人と
地域住民との関係性があること。
相手の置かれている状況や心情を想像し、私ごととして受け止める当事者性があること。

●地域の福祉力があること

専門職による「相談・支援」だけではなく、その人に寄り添う近隣の人たちの福祉の力＝
地域のネットワークがあること。
その人の課題を地域の課題として気づき、「この人をなんとかしたい」という近隣の人た
ちの想い、動きがあること。

●誰もが助け・助けられる関係があること

個々人の「できないこと」を解決・改善するだけではなく「できること」や「好きなこ
と」を活かした社会参加ができること。
一方的に支援を受ける人・支援する人というだけの存在ではなく、誰もがそれぞれのでき
ることを活かし、助け・助けられる関係があること。

3

社会的包摂にむけた福祉教育の展開

(1) 好意的な関心をもたせる福祉教育 「無関心」→「関心」へ

社会福祉に対して無関心な人たちへ働きかけることは重要である。しかしながら、**広報・啓発だけでは地域住民の一人ひとりの意識はなかなか変わるものではない**。いくら広報紙やホームページを作成しても、講演会などを企画しても、関心がない人たちはそもそもそれに反応しない。

そこで様々な機会をつかって、もう一步、関心を持たせる働きかけが必要になる。それには「**気づき**」が必要である。福祉教育によって「無関心」だった人たちが、何らかの「**関心**」を持つようになることは第一歩である。

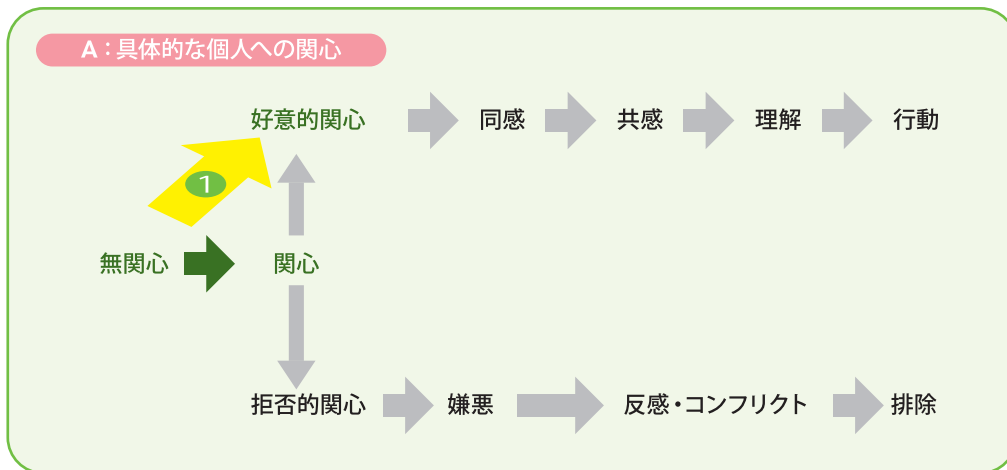
しかし、関心には幅がある。そのことに対して「**好意的な関心**」を抱く場合と、「**拒否的な関心**」になる場合である。好意的な関心になると、もっと知りたい、もっと関わりたいという次の行為につながるが、否定的な関心の場合、そんなものに関わりたくないという、福祉に対して負の感情を強くしていく。

最初のインパクトは、とても重要である。どういう啓発をしていくか、あるいはどんな出会いをつくっていくか、福祉教育のカリキュラムやプログラムは、慎重に検討しておく必要がある。

例えば、「自分には障害がなくてよかった」、「年はとりたくない」、「福祉なんか税金のムダだ」、こうした反応も、無関心に比べれば、はるかに関心を示している。それを全否定するのではなく、その感情を受け止めて、より深く探りながら、少しでも積極的な関心にしていく働きかけが大切である。

社会福祉との最初の出会い、この福祉教育プログラムにもっと工夫をしていく必要がある。

その際には**漠然とした抽象的な対象理解ではなく、もっと個人や地域に着目した福祉教育プログラムの展開が求められる**。



〈学びによる福祉意識の変化①〉

好意的関心を促していくためには、

A: 対象理解ではなく、具体的な個人への関心を促す

「〇〇障害とは何か」を説くのではなく、具体的なAさんとの出会いによってAさんへの関心を持ち、Aさんが住む地域への関心へとつなげていく。

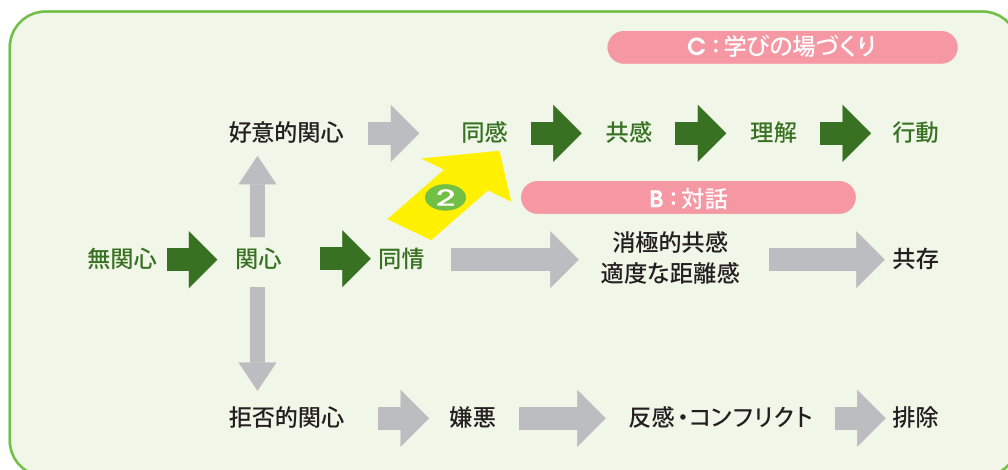
第Ⅲ部

(2)「共感・当事者性」を育む福祉教育 「同情」→「共感」へ

今までの疑似体験のプログラムでは、無関心な人々に対して「かわいそうだ」「大変だ」といった「同情心」を持たせることはできても、なかなか「共感」に至らなかった。疑似体験だけでは、当事者との関係を育むことができないからである。

当事者と住民との関係性を結ぶことで「共感」を育み、当事者性を育んでいく。住民がリアリティを持ちながら、「その人」を通して「社会問題」を学び、その解決にむけて主体的に動き出すことをめざす。

そのプロセスでは個々人の持つ課題を地域の課題として住民が共感し、解決にむけて考え、実行する問題解決型の学びであり、このような福祉教育により地域の福祉力が向上するのである。



〈学びによる福祉意識の変化②〉

共感を促していくためには、

B: 対話を通して関係性を育みながら、お互いに理解をしていく

その人の生活歴や今に至った原因などを知る(語る)ことで、「その人」を知る。

ストーリーを知ることによって一人ひとりを個別化する。

「属性」ではなく「個人」をみる。「事象」と「問題」を区別して認識する。

Ex.「ホームレス(属性)」ではなく、「ホームレス状態にあるAさん(個人)」としてみる。

「働いていない(事象)」ではなく、「なぜ働けないのかという背景(問題)」に着目する。

C: 地域のなかでの意図的な「学びの場づくり」

情報提供や講演会だけではなく、自分のこととして問題を捉えられるようなプログラム。

「一般論」としてではなく、「具体的な事例」を用いて、その地域の実情を学ぶ。

あるべき論としての「総論」ではなく、一人ひとりがどう考えるかというリフレクションを促す。

学びのプロセスが地域課題の解決に結びついていく。

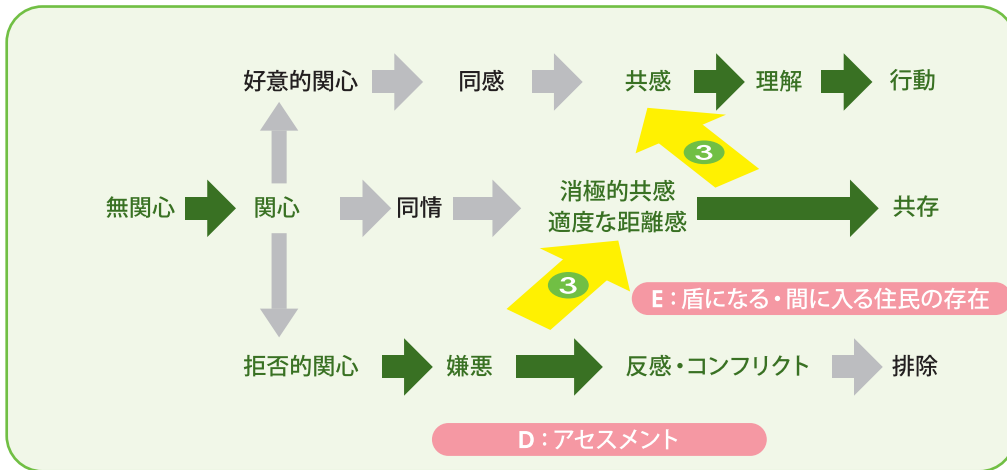
(3)包摂をめざす福祉教育 反感・コンフリクト→共存へ

しかし地域のなかでは、積極的な共感を伴って行動する人ばかりではない。むしろ地域には様々な人たちが暮らしているのだから、コンフリクトが生じるのは当然なこととしてとらえることもできる。施設建設反対運動などでは、それが地域のために正しいことだと信じて確固たる意志で排除する人たちもいる。それが集団になってしまうと排除しようとする同調意識は増長する。

コンフリクトが起こった時、施設建設に反対する人たちが「悪」なのではなく、両者の言い分をとことん聞きあうことで、合意形成を図るプロセスを模索することである。

両者が予定調和的に合意できるわけではない。納得できないまでも、そこにいることは認められる関係が大切である。つまり仲良くなれなくても、排除はしない。まさに適度な距離感を保ち「共存」ができればいいのである。

地域のなかで共存をし続けることによって、やがて共感に至ることもある。いろいろな人たちがいて「あたりまえ」の風景にしていくことで、地域が変わっていく。



〈学びによる福祉意識の変化③〉

共存を促していくためには、

D: 反感・コンフリクトへのアセスメント

全く知らないことからくる反感（コンフリクト）には違いを認識し、分かりあえる場をつくる。障害の特性からくる行為には苦情がくることも有り得る。なんとか適度な距離感を保ち、共存していく関係をつくる。共存しながら関わりを続けていけば積極的な共感につながることもある。

E: アドボカシー、通訳的な役割を担う人材の育成

地域の人たち全員が、福祉意識を高めて理解者になることは不可能である。でも半数以上の人が変われば、地域はもっと変わる。地域のなかで声をあげることができない人に寄り添い、その人たちの想いを代弁したり（アドボカシー）、気持ちを伝えられる人々を増やしていく。そうした地域住民が増えていくことで、社会的排除を防ぎ、予防する力になっていく。

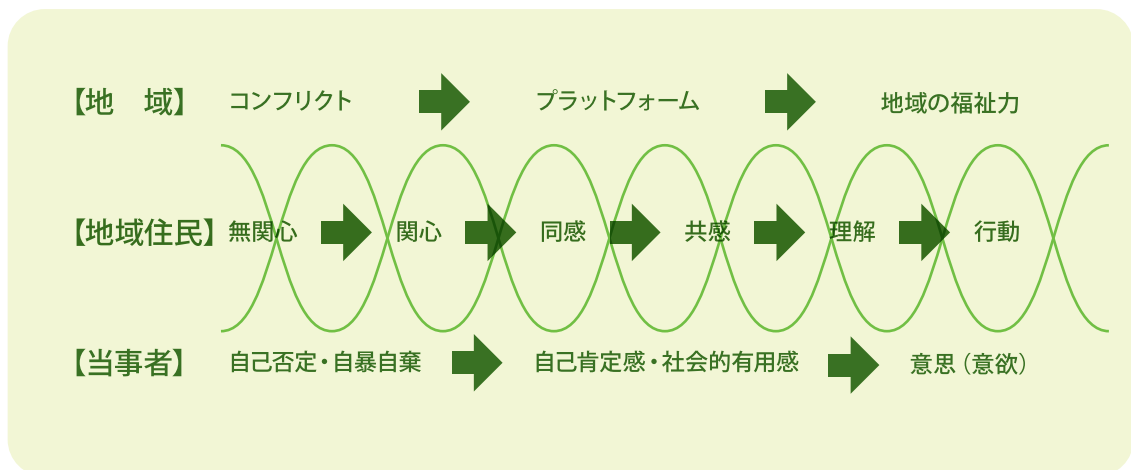
当事者と地域との二極対立や反対派を集団化させないためにも、コンフリクトと当事者の間にたつ住民の層を厚くしていく。そのプロセスには住民自身の学習が必要である。

(4) 福祉教育の展開によって当事者や地域のエンパワメントを促す

福祉教育によって学習する主体はすべての人たちである。支える側だけの福祉教育ではない。これからの福祉教育では、本人のできないことを伝えたり体験するのではなく、得意なことや共同体験を通して共感を促していく。プログラムに本人が積極的に関わることによって、ほかの人たちとの関わりが生まれ、自己有用感が高まったり、もっと地域に出て貢献したいという意欲につながり、当事者自身がエンパワメントされていくことをめざす。

また地域における福祉教育の展開を積み重ねることによって、地域のなかで成功体験を積み上げていく。それによって必要なネットワークができたり、社会資源を開発したり、社会的包摂にむけたプログラムが増えていく。地域の福祉力がつき、地域そのものがエンパワメントされていく。

こうした当事者のエンパワメント・地域住民のエンパワメント・地域のエンパワメント（コミュニティエンパワメント）という3つのエンパワメント、すなわち主体形成を促していくことが地域を基盤とした福祉教育の特徴であり、まさに当事者性を軸とした地域福祉援助の展開である。



〈3つのエンパワメント〉

(5) 当事者と地域住民と地域に働きかけるワーカー

ワーカーは地域住民の一人ひとりの意識変容を促しながら、それを地域全体に広げ、最終的には「地域の福祉力」を蓄積していく（コミュニティエンパワメント）ための働きかけが必要である。

当事者と地域住民と地域に働きかけるのが、コミュニティソーシャルワークの実践である。それぞれが問題解決の力をつけていく、すなわち地域福祉の主体形成を促す役割が大きい。

クライアントとワーカーの二者関係だけで問題解決をしていくのではない。地域住民、ボランティアを巻き込みながら、協働しながら支援の輪を広げていく。その際に生じる学びのプロセスこそが、福祉教育である。

社会的援助を要する人々を包摂する地域福祉を創出するための福祉教育では、当事者と地域住民、地域といった全体を鳥瞰して、その展開をマネジメントしていくことが必要である。より広く地域福祉の展開を考えた時、こうしたコミュニティソーシャルワークは社協のみならず地域の多くの機関・団体も担い、それらの多くのネットワークの中で進めていくことが必要である。

4

社協はどう変わらなければならないか

(1)誰もが安心して暮らせるまちづくり

長年、社協が大切にしてきたフレーズ「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」。しかしながら社協は、本当に「誰もが」ということを受け止めてきただろうか。一人の生活課題・地域課題にむきあってきただろうか。そんな問い直しから「断らない」「逃げない」「寄り添い続ける」といった社協の覚悟が聴かれるようになった。社会的排除、孤立に向きあい、社会的包摂のための福祉教育を推進するということは、社協の存在意義や本気度が試されているのである。

(2)社協職員への福祉教育

社協のなかで福祉教育とは何かが、まだ十分には共通理解されていないところがある。豊かな福祉教育のプログラム展開にはワーカー自身の豊かな福祉観が問われる。社協職員自らが、福祉を学びあうことから始めていくことが大切だと考える。

同様に、社協の役員や関係者へと福祉教育の輪を広げていき、まずは関係者こそが、福祉を学びあうことを大切にするという風潮をつくる必要がある。

(3)縦割でない、オール社協での取り組み

社協全体があらためて福祉教育の重要性を認識し、福祉教育そのものを目的とした「福祉教育事業」と、「福祉教育機能」をもたせた事業展開の両方を考えていく。

個別支援と地域支援を総合的に推進すること。そのためには地域福祉活動計画などで位置づけ、社協全体の事業と福祉教育を有機的につなげていく必要がある。

福祉教育を担うのは、ボランティアセンターだけでも、地域福祉部問だけでもない。介護保険事業を担当しているも、生活福祉資金を担当しているも、社協職員である以上、それぞれの業務を通して福祉教育との接点を考えていく必要がある。

(4)社協のメッセージをしっかりと伝える、黒子からの脱却

社会的包摂にむけた地域福祉を推進していく際には、黒子としてではなく、ワーカーの想い、意志、考え方などのワーカーの顔をしっかりと見せていくことが大切である。ソーシャルワークの倫理や人権、社会的正義という価値に基づく判断をしっかりともち、その上で地域住民をはじめ関係者と向きあって議論を重ねながら進めていく必要がある。

とりくみやすい課題だけでなく、地域の軋轢になっている社会的排除や孤立の問題から目をそむけていないか。また自己決定や自己実現のための自己表現や問題認識、声をあげることができない人に寄り添い、代弁的な役割を担おうとしているか。社協自身が当事者性を持つことができているかどうか問われる。

また、なんらかの支援を受けている人でも、個々人のもつ力を活かせるようなボランティアコーディネートや地域貢献の場づくりなど、福祉教育事業のみならず社協のあり方そのものがノーマライゼー

ションを具現化するものであることが大前提である。

(5) 「社協・生活支援活動強化方針」との関わり

生活困窮や社会的孤立に陥っている理由は個人的要因だけではなく、社会的要因もある。社会に働きかけ、社会も変えていかなければ解決に至らない。**生活困窮者の支援は、本人だけへの支援ではない。本人を受け入れることが出来る地域をつくっていく必要がある。**

社協が一人ひとりのニーズに地域とともに向きあう。その際に**個々人のアセスメントに基づく寄り添い型・伴走型の支援が求められる**。それは対大勢への支援ではなく、ノーマライゼーションの理念に基づいた一人ひとりを大切にしたものが必要である。

(6) 地域におけるネットワークと協働

地域における学びの場づくりを、できるだけ身近な地域のなかに多く創り出す必要がある。これらは社協だけが実施するのではなく、多くの関係者とネットワークをつくりながら推進していくことが大切である。

「共感できる地域住民」を増やし、地域とともに作りだすことで持続可能なプログラムにしていかなければならない。そのためのプラットフォームや福祉教育を推進する地域の人材を育てていくことが必要である。

(7) 「地域」のとらえ直し

行政や社協は住民票の有無や自治会費や社協会費を納めている人のみを地域住民として対象にしがちであるが、生活圏には重層的なコミュニティがあると捉えることが必要である。従来の「地域」（地縁・血縁を中心とした）のとらえ方だけではなく、地縁＝定住住民（在住・在勤・在学）や血縁を超えた、新しいコミュニティ＝志縁（ミッションを共有して集まる人たち）や御縁（新しい出会い、異質な出会いをつくる）もあることを認識する。

しかし新しい志縁だけに目を向けるのではなく、地縁・血縁も巻き込み、縦割りをなくし、問題を共有できるようにしていく。生活困窮者やひきこもり状態の人たちを「同じ地域の人」として受け止めてもらうためには、従来の地域の説明の仕方だけでは難しい。自治会長等を味方にし、福祉的な視点から考え方を変わってもらうような働きかけも必要である。

そのためには、一般論としての「地域展開」では地域には伝わらない。地域の違い、地域の発展モデルの違い、行政や社協の違い、人口規模、社会資源の整備、暮らしぶりの違いなど、地域の違いを意識し、社協には地域の「コンサルテーション」ができる力が不可欠である。

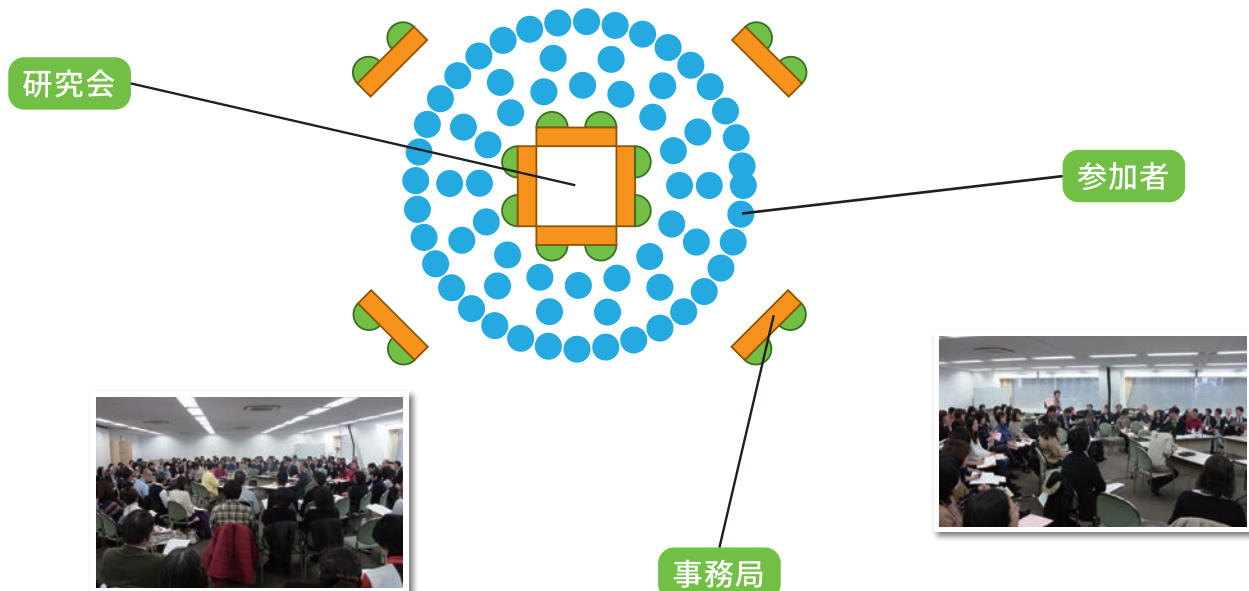
検討経過

- ・2012 (平成24) 年 8月17日 実践報告・分析
- ・2012 (平成24) 年 8月18日 論点整理 社会的包摂や福祉教育についての共通項、課題の整理
- ・2012 (平成24) 年11月16日 福祉教育プログラムとしてみた実践分析・抽出化
- ・2012 (平成24) 年11月17日 論点に基づく提言

- ・2013 (平成25) 年2月11日 公開研究会

【公開討論スタイル】 ★フィッシュボール★

- ・テーマについて、中央に座った研究会メンバーで議論します。
- ・参加者は手元のフリップに感想や質問を書いて参加することができます。




- ・2013(平成25)年2月12日 研究会報告書の検討

研究会委員名簿

日本福祉教育ボランティア学習学会 / 日本福祉大学	原田 正樹氏 (委員長)
日本福祉教育ボランティア学習学会 / 首都大学東京	室田 信一氏
社会福祉法人むそう/NPO法人ふわり	戸枝 陽基氏
スープの会 世話人	後藤 浩二氏
豊中市社会福祉協議会	勝部 麗子氏
伊達市社会福祉協議会	佐藤 由美氏
神戸市社会福祉協議会	長谷部 治氏
練馬区社会福祉協議会	牛尾 紀美子氏

事務局

全国社会福祉協議会	全国ボランティア・市民活動振興センター	所 長	野崎 吉康
全国社会福祉協議会	全国ボランティア・市民活動振興センター	副部長	後藤 真一郎
全国社会福祉協議会	地域福祉部	副部長	佐甲 学
全国社会福祉協議会	全国ボランティア・市民活動振興センター	職 員	野川 すみれ



平成24年度社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方研究会報告書
「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」

平成25年3月発行

社会福祉法人全国社会福祉協議会／全国ボランティア市民活動振興センター
<http://www.zcwvc.net/>

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞ヶ関ビル
TEL 03-3581-4656 FAX 03-3581-7858
E-mail vc00000@shakyo.or.jp